

答申第 292 号

平成 18 月 2 月 1 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 8 月 24 日付けで諮問された道路使用許可申請書一部非公開の
件（諮問第 354 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料(以下「本件行政文書」と総称する。)について、神奈川県警察本部長が、平成17年5月24日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号該当の点について

(ア) 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成4年(行ウ)第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年(行コ)第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

実施機関は、個人情報をプライバシーと同一視し、権利の濫用を行って拡大解釈し、何が個人情報として保護されるべき情報なのかを明らかにせず、司法判断を侮辱し、個人情報であるか明確でないもので

すら、実施機関の警察官らの不祥事を隠ぺいしたいという動機から強引に個人情報であるという強弁を行っている。

警部補以下の警察官の印鑑が、印鑑証明登録などされており、その印鑑が警察官の個人的な権利利益の取引や、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人のプライバシーに関することに使用されているようなものでない限りは、警察官の印影は、個人情報などではなく、ただ単なる神奈川県組織機構に関する情報である。

(イ) 神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきであると考えます。

(ウ) 本件行政文書を提出した法人(以下「本件法人」という。)に関しては、法人登記簿で役員らの氏名が記載されており公開されている。

(エ) 本件行政文書は、法人等が法人等の業務を遂行するため、法人等として許可申請を行ったものであり、個人が個人として提出したようなものではない。したがって、本件行政文書に記載されている情報は、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。

イ その他

神奈川県情報公開審査会は、県民の利益とならない卑劣でせこい役人の保身工作には、断固として鉄ついを下し、真に県民の利益となる答申を出してもらいたい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路における撮影のため、本件法人から特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、

特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

(ア) 警部補以下の警察官の印影

(イ) 現場責任者の氏名及び印影

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

道路交通法及び道路交通法施行規則に基づき提出される道路使用許可申請書は、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）並びに現場責任者の住所、氏名及び電話番号を記載することになっているものの、法令又は条例に、現場責任者の氏名について、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないので、現場責任者の氏名は、条例第5条第1号ただし書アに該当しない。

また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、現場責任者の印影についても同号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、昭和46年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。このことは、平成15年9月1日付け神奈川県情報公開審査会答申第148号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、警部補以下の警察官の印影も同号ただし書イに該当しない。

b 現場責任者の氏名及び印影

現場責任者の氏名及び印影は、法人の住所、名称及び代表者名のように明らかに慣行として公にされている情報には該当せず、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書工該当性について

前記ア(ア)及び(イ)に掲げる情報は、条例第5条第1号ただし書工の人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書に記載されている情報は、本件法人から提出された法人等に関する情報であるが、公開することにより本件法人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第5条第2号本文には該当しない。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人が道路において撮影を行うに際し、当該道路を管轄する特定の警察署長に対して提出した道路使用許可申請書及び添付資料である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記 2 (2) ア (ア) で述べているように、非公開とされた情報の内容が私的な領域に含まれず、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記 (ア) で述べたとおり、条例第 5 条第 1 号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

a 警部補以下の警察官の印影

b 現場責任者の氏名及び印影

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

警部補以下の警察官の印影は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アに該当しないと判断する。

b 現場責任者の氏名及び印影

不服申立人は、本件法人の役員らの氏名は法人登記簿で公開されており、現場責任者の氏名に関しては、法人の事業内容に関する情報であって、個人に関する情報ではないので、非公開にする理由はない旨主張している。

しかし、法人登記簿は、法人の役員の氏名等が記載されているのであって、現場責任者の氏名又は印影は記載されておらず、また、本件行政文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定はないことから、現場責任者の氏名及び印影は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

(a) 不服申立人は、警部補以下の警察官の印影を公開したとしても、それは、ただ単なる神奈川県組織機構に関する情報であるため、公開すべきである旨主張している。

(b) しかし、公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。

当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の警察官の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 現場責任者の氏名及び印影

現場責任者の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 前記ア(ウ)a及びbに掲げる情報は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

不服申立人は、神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきである旨主張している。

しかし、警察法で定められた警察の責務や警察官の職務等から考えて、不服申立人の主張は妥当でなく、警部補以下の警察官の印影

は、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当しないと判断する。

b 現場責任者の氏名及び印影

現場責任者の氏名及び印影は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書エに該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

不服申立人は、本件行政文書に記載されている情報は法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない旨主張するが、前記(2)ア(ウ) a 及び b に掲げる情報は、(2)で判断したとおり、個人に関する情報であることは明らかであり、不服申立人の主張は、妥当ではない。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 8 月 25 日	諮問書を受理
9 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 6 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 13 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12 月 26 日 (第 48 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年2月1日現在）（五十音順）